

令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会を鎌ヶ谷市役所本庁舎地下団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和5年4月6日(木) 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 鈴木 有光 委員 | 2. 奥山 喜和子 委員 | 3. 古川 和昭 委員 |
| 4. 浅海 博行 委員 | 5. 川村 誠司 委員 | 6. 石原 和弘 委員 |
| 7. 板橋 睦男 委員 | 8. 熊谷 弘和 委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 石井 正美 委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 濱田 光一 委員 | 澁谷 好治 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 3名

事務局 長 小松崎 佳之

事務局次長 浅海 一洋

再 任 用 小川 史江

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農用地利用集積計画について	4件
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について	4件
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について	15件
報告第3号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について	4件
報告第4号	農地法第3条の規定による許可取消願について	1件

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定数に達しておりますので、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、

1 1 番、石井 正美委員、
1 番、鈴木 有光委員を指名いたします。
浅海 議長 お諮りいたします。
議案第 1 号より逐次審議することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声多数あり)
浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第 1 号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は 2 班です。
山田芳裕班長より総括報告をお願いいたします。
山田 班長 議長
浅海 議長 1 0 番、山田芳裕班長
山田 班長 2 班の現地調査の報告をいたします。
3 月 2 0 日午後 1 時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、
班員 4 名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員 2 名と共に現地調
査を実施しました。
提出された案件は、農地法第 3 条の規定による許可申請について 2 件、
農地法第 4 条の規定による許可申請について 1 件、農用地利用集積計画に
ついて 4 件の計 7 件です。
2 班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご
審議のほど、よろしくお願いいたします。
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。
以上で 2 班の総括報告を終わります。
浅海 議長 ありがとうございます。
浅海 議長 それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を
議題といたします。
浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。
浅海 次長 議長
浅海 議長 浅海次長
浅海 次長 議案書の 3 ページをご覧ください。
議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、審議番号 1 を
ご説明いたします。
本申請は、譲渡人は農業経営の見直しのため、譲受人は農業経営の拡
大を目的として農地を取得するものです。
申請地は、畑 2 筆、合計面積 2, 4 5 2 平方メートルです。
営農計画は、じゃがいもの栽培を行います。
譲受人の取得後の経営面積は 0. 7 ヘクタール以上となり、年間の従事
日数は 1 5 0 日で、専農従事者数は 2 名です。
また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件につい

ては、農業経営実態証明書により確認していますので、特に問題はありません。

なお、本申請は、納税猶予地の買換えのために、代替農地として取得することを目的とするものです。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

石井 委員 議長

浅海 議長 11番、石井正美委員

石井 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑2筆、合計面積2,452平方メートルの普通畑として耕作されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、譲受人に対し、居住地から離れていることで支障は無いか確認したところ、車で10分程度の距離であり、問題ないとの回答でした。次に、当該地は納税猶予の買換えによる代替農地であり、今後農地として不適切な状態が確認された場合、納税猶予が打ち切れられる可能性があることから、常に適正管理するよう指示しました。最後に、譲渡人は、所有する他の農地は今後も適正に耕作するよう伝えました。

書類審査、現地調査及び審査会の結果、問題はないものと思われま
す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

浅海 議長
浅海 次長

浅海次長

同じく、議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号2をご説明いたします。

本申請は、譲渡人は担い手不在による資産整理のため、譲受人は農業経営の継続を目的として農地を取得するものです。

申請地は、畑1筆、面積2,246平方メートルの内、持ち分である3分の1です。

営農計画は、梅の栽培を行います。

譲受人の取得後の経営面積は0.7ヘクタール以上となり、年間の従事日数は150日で、専農従事者数は2名です。

また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農業経営実態証明書により確認していますので、特に問題はありません。

なお、この3条申請につきましては、令和4年8月9日付で鎌ヶ谷市農業委員会指令第4号にて3条の許可書を発行しておりますが、許可内容に変更が生じたため、令和5年3月17日付で許可取消願が提出されており、新たに申請することとなったものです。

以上です。

浅海 議長
石井 委員
浅海 議長
石井 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

11番、石井正美委員

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号2を報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆、面積2,246平方メートルの普通畑及び樹園地として耕作されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、譲受人に対し、引き続き農地として適正に耕作するよう伝えました。

書類審査、現地調査及び審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。
 浅海 議長 それでは、採決をいたします。
 審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご
 異議のない方の挙手をお願いいたします。
 (全員挙手)
 浅海 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。
 浅海 議長 続きまして、議案第2号農地法第4条の許可申請について、を議題とい
 たします。
 浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。
 浅海 次長 議長
 浅海 議長 浅海次長
 浅海 次長 議案書の4ページをご覧ください。
 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。
 申請地は、畑2筆、合計面積704平方メートルです。
 転用計画は、駐車場用地です。
 申請理由は、申請人は隣地にて貸テナ事業を運営していますが、新
 規事業としてレンタカー事業などを展開することとなり、来客用、従業員
 用、レンタカー用など新たな駐車スペースが必要となったことから計画し
 たもので、転用計画は適当であるものと思われます。
 周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、整地後、砂利
 敷きによる自然浸透とするとともに、周囲を高さ60センチメートルの波
 板で囲うことで土砂等の流出抑制を図ります。
 農地区分は、半径300メートル以内に鉄道の駅があることから、第3
 種農地に該当します。
 資金につきましては、自己資金により賄い、金融機関の残高証明書によ
 り確認しています。
 関係法令につきましては、ございません。
 また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はない
 ものと思われます。
 以上です。
 浅海 議長 現地調査の報告を求めます。
 奥山 委員 議長
 浅海 議長 2番、奥山喜和子委員
 奥山 委員 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について報告いたします。
 3月30日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及
 び審査会を実施しました。
 申請地は、畑2筆、合計面積704平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、進入路部分の切土を行う場合、敷地外への搬出は手続きが必要となる可能性がある旨を伝えたところ、敷地内整地に使用し、搬出は行わないとの回答でした。次に、申請地は前面道路に比べ高くなっており、砂利敷きとすることで進入路部分の砂利が消失する懸念があることについて確認したところ、適宜補修を行う計画であり、将来的には進入路部分のみアスファルト舗装の実施も検討していくとの回答でした。次に、前面道路は交通量が多いため、利用者に対し注意喚起するよう伝えました。次に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、転用事実確認証明願を提出し地目変更を行い、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。最後に、道路河川管理課、道路河川整備課、開発指導室から提出された意見書を手渡しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

（「なし」との声多数あり）

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

浅海 議長

全員賛成により、議案第2号は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長

議長

浅海 議長

浅海次長

浅海 次長

議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑3筆、面積10,501平方メートルの内、3,147平方

メートルの農地に、新たに賃貸借による1年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。
大野 委員 議長
浅海 議長 大野辰夫推進委員
大野 委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1を報告いたします。
現地は、畑3筆、面積10,501平方メートルの内、3,147平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借権の設定を1年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。
それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号2を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

浅海 議長 浅海次長

浅海 次長 同じく、議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号2でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積1,921平方メートルの農地に、新たに賃貸借による3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。
大野 委員 議長
浅海 議長 大野辰夫推進委員
大野 委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号2を報告いたします。
現地は、畑1筆、面積1,907平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借権の設定を1年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。
それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号3を議題といたします。

浅海 議長 会議規則第10条の規定に基づき、濱田光一推進委員の退席を求めます。

(濱田委員退席)

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

浅海 議長 浅海次長

浅海 次長 同じく、議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号3でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積

計画の決定を求められたものです。

計画は、畑2筆、面積5,917平方メートルの農地に、新たに賃貸借による10年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

飯田 委員 議長

浅海 議長 飯田展久推進委員

飯田 委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号3を報告いたします。

現地は、畑2筆、面積5,917平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借権の設定を10年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号3は可決されました。

浅海 議長 濱田光一推進委員の除斥を解きます。

(濱田委員着席)

浅海 議長 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号4を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

浅海 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の6ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号4でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化

促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積1,921平方メートルの農地に、新たに賃貸借による3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

飯田 委員

議長

浅海 議長

飯田展久推進委員

飯田 委員

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号4を報告いたします。

現地は、畑1筆、面積1,921平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号4について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、審議番号4は可決されました。

浅海 議長

以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から第4号までを事務局から報告願います。

浅海 次長

議長

浅海 議長

浅海次長

浅海 次長

議案書7ページから12ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について4件、報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について15件の合計19件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について4件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていたので、会長専決により、証明書を発行いたしました。

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。

報告第4号農地法第3条の規定による許可取消願について1件につきましては、内容を審査したところ、適正であったことから、事務局長専決により、受理いたしました。

以上です。

浅海 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

浅海 議長

以上で、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会を閉会いたします。皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 5年 5月 9日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 鈴木 有光

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石井 正美